

○大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会規則

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

規則第 2 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成 2 5 年大阪狭山市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 策定委員会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 別表第 1 に掲げる関係団体の代表者
- (3) 別表第 2 に掲げる職にある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庁内調整会議)

第7条 条例第2条第1号に規定する策定委員会の所掌事務の具体的事項に関して検討及び協議を行うため、策定委員会に庁内調整会議を置く。

2 庁内調整会議は、別表第3に掲げる職にある者をもって構成する。

3 庁内調整会議に会長を置き、会長は、まちづくり推進部長をもって充てる。

4 会長は、事務を総理し、庁内調整会議を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 庁内調整会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

(作業部会)

第8条 策定委員会の所掌する事務を円滑に推進するとともに、政策の意思決定過程への職員の参加を促進するため、策定委員会に大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者からの推薦による課長補佐級以下の職員をもって構成する。

3 作業部会は、計画の策定に係る意見交換や内容の検討、資料作成等を適宜行い、その内容を策定委員会に提示することができる。

4 策定委員会は、前項の規定による提示があった場合、その内容を踏まえ、計画の策定及び見直しに取り組むものとする。

(庶務)

第9条 策定委員会、庁内調整会議及び作業部会の庶務は、まちづくり推進部において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、

委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初に行われる策定委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則 (平成28年3月31日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月27日規則第12号)

この規則は、平成30年4月28日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第6号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第13号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第20号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月27日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初に行われる策定委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則 (令和6年3月31日規則第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日規則第９号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|                    |
|--------------------|
| 大阪狭山市自治会地区会連合会     |
| 大阪狭山市農業委員会         |
| 大阪狭山市商工会           |
| 社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 |
| 株式会社NANKAI         |
| 南海バス株式会社           |
| 大阪府黒山警察署           |

別表第２（第２条、第８条関係）

|            |
|------------|
| 危機管理室長     |
| 政策推進部長     |
| 総務部長       |
| 健康福祉部長     |
| まちづくり推進部長  |
| 市民生活部長     |
| 水政策部長      |
| 教育部長       |
| こども政策部長    |
| まちづくり推進部理事 |

別表第３（第７条関係）

|                      |
|----------------------|
| まちづくり推進部長            |
| まちづくり推進部理事           |
| 危機管理室室次長             |
| 政策推進部企画・情報政策グループ課長   |
| 政策推進部公民連携・協働推進グループ課長 |

総務部行財政マネジメントグループ課長

総務部資産活用・契約グループ課長

健康福祉部福祉政策グループ課長

まちづくり推進都市政策グループ課長

まちづくり推進部道路グループ課長

まちづくり推進公園緑地グループ課長

市民生活部産業にぎわいづくりグループ課長

市民生活部生活環境グループ課長

水政策部下水道・水路グループ課長

教育部教育政策グループ課長

教育部生涯学習グループ課長

こども政策部こども家庭支援グループ課長

こども政策部こども育成グループ課長